

第十三回国会 衆議院 水産委員会 議録 第十六号

昭和二十七年三月三日(月曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 川村善八郎君

理事 小高 薫郎君 理事 田口長治郎君

理事 林 好次君 理事 佐竹 新市君

理事 石原 圓吉君 理事 川端 佳夫君

理事 鈴木 善幸君 理事 田淵 光一君

理事 富永格五郎君 理事 松田 鐵藏君

理事 井之口政雄君 理事 上林與市郎君

出席政府委員

水産庁長官 塩見友之助君

委員外の出席者

農林事務官(水産庁漁政部長) 伊東 正義君

専門員 杉浦 保吉君

専門員 徳久 三種君

三月三日

委員木村榮君及び佐々木更三君辞任につき、その補欠として井之口政雄君及び上林與市郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(松田鐵藏君外十一名提出、衆法第三号)

真珠養殖事業法案(石原圓吉君外四名提出、第十二回国会衆法第八号)

水産金融に関する件

漁業取締に関する件

漁業損害補償に関する件

○川村委員長

これより水産委員会を開きます。

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案を議題として審議を進めます。まず提案者より提案理由の御説明を願います。松田鐵藏君。

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、漁業者が昭和二十六年十月の台風によつてその所有する漁船、漁具又は水産動植物の養殖施設(以下「漁業施設」という。)について受けた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

(損失補償及び利子補給)

第二条 政府は、農林中央金庫その他政令で定める金融機関(以下「融資機関」という。)が前条の台風によつて漁業施設に損害を受けた漁業者でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する水産業協同組合でその者につきその漁業施設の復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をするところによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子の補給

をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2 前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資額は、昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3 政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、十五億円を限度とする。

(損失の基準及び損失補償限度)

第三条 前条第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部及び一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2 前条第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同条同項の融資(以下「融資」という。)の総額の百分の三十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)

第四条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に對し年四分の割合で計算した金額とする。

(利率)

第五条 第二条第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の買付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の条件とされたものをこえてはならない。

(水産業協同組合が組合員に対してする貸付)

第六条 第二条第一項に規定する水産業協同組合が融資機関から融資を受けた資金をその組合員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

(債権の保全及び回収)

第七条 融資機関は、第二条第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けないう損失のてん補に充當し、なお残額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納入しなければならない。

(法令等の違反に対する措置)

第八条 政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二条第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができ

(施行規定)

第九条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 融資機関がこの法律施行前第二条第一項に規定する者に対してなした貸付であつて、政令の定めるところによりこの法律に定める条件に該貸付又は該貸付することとなるものがあるときは、政府は、当該貸付をなしたことによつて受けた損失を補償し、且つ、当該貸付につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

3 前項の場合において、政府が同項の規定による契約を結ぶことができる貸付の総額は、融資の総額とあわせて、十五億円を限度とする。

4 第二項の場合において、同項の規定による契約に基いて政府が行

う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに当該融資機関のした融資について、融資の総額と前項に規定する貸付の総額の合計額の百分の三十に相当する金額とする。

5 第二条第二項、第三条第一項及び第四条から第八条までの規定は、第二項の場合及び同項の規定による契約に係る貸付に準用する。この場合において、第二条第二項中「昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日」とあるのは「昭和二十六年十月十四日から昭和二十七年三月三十一日」と「昭和三十三年三月三十一日」とあるのは「昭和三十三年三月三十一日」と読み替えるものとする。

○松田委員 ただいま議題となりました、昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案提出の理由を御説明申し上げます。この法案は、ルース台風による漁船、漁具及び養殖施設等の漁業施設の災害復旧資金の融資を円滑にすることを目的としたものでありまして、農林中央金庫等の融資機関が、漁業者に対し復旧資金の融資をするときは、その融資につき政府は損失補償及び利子補給の契約を結ぶことができるようにいたしましたものであります。すなわち、復旧資金の総額の限度を十五億円とし、これについて政府は、融資機関のした融資ごとに、年四分の利子補給を行い、かつ、三割以内の損失補償を行おうとするものでありまして、二十七年度予算中にはこれに要する予算措置も講ぜ

られていた次第であります。御承知のとおり、政府がこのような補償契約を結ぶことは戦後初めての措置でありまして、かくのごとき特別の措置によりまして、ルース台風による甚大な被害の復旧の促進をはかりたい所存であります。

なお漁業部門にはいまだ確固たる補償制度が欠如しておりますので、今後恒久的制度の確立を期する必要があると思ふ次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○川村委員 別に御質疑もないようでありまして、本案につき質疑を終了いたします。これより討論に付する段階であります。別に対論の通告もありませんのでこれを省略し、ただちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○鈴木(善)委員 日程、追加の動議を提出いたします。前国会以来本委員会において慎重審議を重ねて参りました真珠養殖事業法案をこの際日程に追加し、審議を進められんことを望みます。

○川村委員 御異議なしと認め、これより真珠養殖事業法案を議題とし、審査を進めます。去る二月十八日田口長治郎君より本案に対する修正案が提出され、その趣旨弁明を聴取いたしました。本修正案について同君よりその補正訂正のため発言を求められておりますので、これを許します。田口長治郎君。

第六条中「左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合」を「左の各号の一に掲げる事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会」に、同条第一号中「並びに」を「及び」に、「及び」を「若しくは」に改める。

農林大臣は、前項の検査及び様式に関する事項につき省令を定める場合には、あらかじめ当該事項につき通商産業大臣に協議しなければならない。

第九条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第一項中「利害関係人は、」の下に「検査の決定があつた日から三十日以内に、」を加える。

第五万円以下の罰金に処する。第十六条を次のように改める。第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しては各本条の罰金刑を科する。但し、法人の代表者又は人(人が営業に關し成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人とする。)がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

○田口委員 去る二月十八日日本委員会におきまして、真珠養殖事業法案に対する修正案について御説明申し上げ、原案とともに修正案について御審議を願つておりましたが、さきの修正案について、二補正修正する必要を生じたので、お手元に配付しております案の通り前の修正案に付けて加えて修正したいと存する次第であります。

その趣旨及び内容について御説明申し上げます。原案の第四条と第五条との關係であります。まず第四条におきましては、すべての真珠養殖業者に対して、毎年その営む事業につき計画をきめて農林大臣に提出することに義務づけ、強制いたしておるのであります。これが裏づけといふべき資金のあつ

せんはすべての養殖業者を対象としていないで、提出した計画について助言または勧告をし、これに依じた者に対してのみみることになつておるのであります。すなわち一方においてはすべての者に義務を課しておりながら、他方資金の面については一部の者を対象としたしておりますので、この際この不均衡の調整をはかることが適当と考えられましたので、原案の第四条を農林大臣は毎年養殖業者に対し計画の提出を求むることができることに修正して、第五条との調整をいたした次第であります。かく修正することによりまして、当然さきの修正による第十五条第一項の計画の提出にかかわる罰則の規定はなくなるのであります。これを削つたのであります。これが補正修正をいたさんとするおもしろ内容でございます。そこでこの修正はさきの第一次修正案と一本にいたし御審議をお願いしたいと存じまして、補正修正の字句について御審議を願つた次第であります。

もつて臨みたいと存するのであります。が、何としても母員の増産と真珠そのものの品質の向上、品種別の数量の調整、輸出検査の励行、真珠養殖の研究の徹底がおもなる目的であります。本法案は私の理想と申しますか、私の目標としたところは少しく隔たりはありますけれども、本法案の成立後に、機を見て、さらにあの実績にかんがみて、補正充実をいたしたいと思つたのであります。業界の期待に沿わんとするには実績により、経路の上をいたしたいと思つたので、今回はこの修正案に賛成をいたすものであります。

○川村委員 他に御質疑もないようでありましたので、本案に対する質疑はこれにて終了いたします。

これより討論に付する段階であります。別に討論の通告もありませんので、これを省略し、ただちに採決したいと思つたので、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川村委員 御異議なしと認め、これより採決いたします。まず修正案について採決いたします。本修正案の通り決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○川村委員 起立多数。よつて修正案は決定いたしました。

次に修正部分を除く原案について採決いたします。ただいま決定いたしました修正部分を除く原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○川村委員 起立多数。よつて本案は修正議決せられました。

なお本案に対する委員会報告書作成

につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと思つたので、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川村委員 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○鈴木委員 ただいま真珠養殖事業法案は共産党を除く各党の多数の賛成を得まして、本委員会において議決を見たわけでありましたが、この際私は政府当局に対して希望を申し上げておきたいと思つたのであります。ただいま決定を見ました事業法案によりまして、生産計画を農林大臣に提出し、農林大臣の助言あるいは勧告に基いて事業を進められた場合には、農林大臣は資金のあつせんをすることに相なつているのであります。この資金は大体四箇年ないし五箇年の長期資金といたしまして、第一年度二十七年に最低三億程度、長期資金をあつせんすることに相なつていろうと思つたのであります。つきましてはこの最低三億の資金あつせんを、農林大臣並びに周東安本長官に私ども折衝いたしましたところ、廣川農相も周東長官も、責任をもつてこの三億の資金を確保することに努力するという言明を得ているのであります。本日は両大臣の御出席がございませぬ。そこでこの際見長官並びに川村委員長から、適當なる機会に、この資金をめぐり設定についての政府としてのつきりした方針を本委員会に示されるよう、御両所から政府に対して御連絡をいたしたいと思つたのであります。

○川村委員 ただいま鈴木君の御発言中、委員長に対する御要望に対しては、先般周東安本長官にお会いし

て資金の問題をいろいろお話ししたのであります。鈴木君の御発言と同様、責任をもつて資金のあつせんをするという言明をいただきました。今朝農林大臣に会いまして同様折衝いたしましたところ、資金の問題については責任をもつてあつせんする。従つて本日の委員会できれば通せという激励までいただいた。来々したので、鈴木君の御期待に沿うよう委員長といたしまして努力する考えであります。

○鹽見政府委員 ただいま事務的に取進んでいる最中でありまして、努力をいたします。

○石原委員 この法案はちやうど足かけ三年にわたつてやつと委員会を通過したのであります。その間の苦心さんたる情勢について、ただいま説明はいたしませんですが、委員諸君の御理解ある御協力に對しまして厚く感謝の意を表するものであります。つきましては水産長官は、この問題はあまり今日まで深くタッチされなかつたわけでありまして、さしあたりこの母員の生産増殖に対する計画が非常に差迫つているのであります。三月一日にはぜひともその実施等をしていただかなければならぬということになつておりますから、水産庁は関係各府県と連絡をとつて、まずこの法案の最も主要なる目的とする母員の増産の第一年度、本年度計画を遺憾なく遂行せられるよう、ただいま高橋課長もお見えになりましたが、どうかその点を十分急速にお手配あらんことを強く要望いたします。

○鈴木委員 今日漁政部長もお見えになつておりますが、昭和二十六年度は余すところ三週間を出ない状況になりましたが、政府並びに本委員会が漁業経営の安定の大きな施策といたしまして、水産物高度利用の施設を農林漁業資金特別会計によりまして実施して参つたわけでありまして、この二十六年度におきまところの水産物高度利用の、つまり製氷、冷凍工場その他の融資につきましては、特別会計のわくは一応十億程度に相なつておつたわけでありまして、水産庁におきましては、土地改良その他のわくの中で、もしそれが年度内に消化されない場合には、その中から非常に各方面から要望の多いところの、しかも施策として非常に時宜に適切したところの水産物高度利用の面に、その残余分を流用するといふ用途のもとに、十二億ないし十三億程度の一応の用途をつけて、各漁業協同組合から願ひ出しましたものを、第一次並びに第二次として査定をいたしておるよう私ども承知いたしておるのであります。ところが第一次、第二次と事務的に処理いたしておりますもの内容につきましては、ただ調査資料の不足があつて、審議の間を要したとか、あるいは地元いろいろ／＼な事情があつて、特殊なケースとして特に調査を要するとか、そういうようなもつぱら事務的な手續によつて、第一次分とほとんど一緒に申請がなされておるが、そういう若干の手續上の問題で、第二次分にまわされておる。しかも第二次におきましても水産庁においては、すでにこれが当然二十六年度において融資すべきものである。こういうぐあいに事務的には結論が出ておるというのであります。ところが私ども並びに水産庁が最初に期

待いたしたのと反しまして、土地改良その他におきましても、とにかく與えられたわくはこの際消化させようというところで、大体土地改良その他においても、わくは全部使つてしまふということになつておるようでありまして、当初予定しました水産のわく十億に、プラス二億くらいのもので予定通り追加することができないように相なつて来るのではないかと、こう予測いたされるのであります。そうしますと第一次分が十億四千万、それに二億程度の第二次分、この十億を越えた分については、二十七年度にまわさざるを得ないというような結果に相なると思ふのであります。私が前段で申し上げましたように、第一次といひ、第二次といひ、本来二十六年度のわくでまかなうべきものである、こういう観点からいたしましたして、水産庁においては、この第二次分については二十七年年度において必ず出すという決定をいたし、そして二十六年度において出すべきものが二十七年年度にずれたのであるから、農林中央金庫に対して、その間のつなぎ資金をただちに融資するよう、政府は責任を持つてあつせんすべきものだ、こう考へるのであります。これが、これに対して政府はどういうぐあにおとりはからいになる御方針であるか、この際承つておきたいと思ふのであります。

これは私ども来ます前に決定が済んでおる分でありまして、今お話の第二次という問題であります。今お話の第二次という問題のわくを調整してみましても、もし全部のわくを調整してみましても、もし余つたら水産にもわけてもらふという話合いでやつておつたのであります。話が、これはむしろ水産がほかのわくを食つておる。蛙鱒の孵化場等におきましては予定のわく以上に融資して、ほかのわくを水産が食つておる。そういう形になつておりますので、今年度中に第二次としてやる分のわくは今ございませぬ。それで私どもとしまして、当然今年考へられてよかつた問題が二、三あつたということを開いております。そういうものと来年のものと一緒に考へまして、どうして不足分については、御設の通り中金からつなぎ資金を出してもらふ。でありますから、ある期間には七分五厘ではなしに、一割一分といつた若干高い金利で、二箇月の間は勘弁してもらふというところで、官房長にも話し合つて了承を得ておられます。ただ金額が幾らというところはきまつておりませぬが、御説のような考へ方でやる予定になつております。

○松田委員 ただいまの特融の問題について、私は当委員会において再三長官にも質問をしておるのであります。官にも質問をしておるのであります。が、いまだその回答に接していません。成り立つて、初めて連合会の育成強化というものはなつて行くものである。連合会というものは単協の指導機関である。私は私個人は信じておるものであります。連合会が株式会社のごとき事業団体ではないのであります。ところがややもすれば連合会は、単協のこうした特融によつて、その村、港に施設をつくらんとするとき、それにじやまをして、自分の経営に移さんとする傾向がたくさんあるのではありません。極端な例を申し上げますならば、鹿兒島県連合会のごときものであります。鹿兒島県に三つも四つもあつて、製氷の能力からいつて十分である。ところがそれに対して、場合によつては足りない場合もあるが、既設業者が貯蔵庫を幾分ふやすことによつて十分であるという陣情も受けておる。その地方選出の代議士からもよくその事情を聞いておるのであります。これに対して連合会が、当初の單協の決議によつて新たに拡張の計画を立てた。ところが先ほど提案した、ルース台風によつて、漁業災害の特別措置法を出さなければならぬ。漁業権証券もあつた。また自己資金もあつたことだらうと思ふが、国から非帯な援助を受けなければ立つて行けない、ゆゑに前の決議は誤つておつたから、反対しなければならぬといふ陣情もわれ／＼のところへ参つておつたし、水産庁へも来ておつた、にもかかわらず、水産庁は鹿兒島県漁連に対して決定を與えてやつたという問題が論議されておつたのであります。これはいまだにその内容の報告もなく、しかし決定のままになつておるのであります。單協の育成強化を叫んでおる当局として、どうして連合会にかよふな企業的な仕事をさせなければならぬのか、われ／＼の納得のいかない問題であります。私どもはかような意見から、北海道の道漁連は、北海道に持つてゐる八つの冷蔵庫をも單協に開

放すべし、しかし單協の力でできない場合においては、連合会が指導の立場にあり、また單協に対してあらゆる援助の方法を考えなければならぬから、中央に冷蔵庫をつくらせて單協の利益をはかるようにすべきである。かような見地から、北海道の道漁連は今や八つの冷蔵庫を單協に開放する手段を講じておる。しかし幾分の特融を受けて、中央に漁民のための大きな冷蔵庫をつくつて、利益を度外現して單協の利益をはからんとする方法をわれ／＼は北海道の道漁連に相談をし、さうに考へさせておるのであります。宮城県のときはほんとうの連合会の行き方ではないか。鹿兒島県のごとき、であるといふときは單協を圧迫する方法であるといふことは考へておる。かようなことに対して、どのような御指示をなされておるか、お考えを持つておられるかお聞きしたいのであります。またもう一つ、農林中央金庫においては、どういふ考へ方から行くのか存じませぬが、事務的な経費によつての融資に対する調査に、まことに銀行が、高利貸しが金を貸すがごとき態度でもつて臨んでおる。せつかく組合は全部の借金を漁業権証券によつて返さうとする。当委員会、漁業権証券で借金を返してはいけぬ。單協の育成強化のために使う方法を講じろといふことをはつきり指示しておりまた湯河理事長も借金はとらぬと言明しておる。にもかかわらず全部の借金を払えと言ふ。またそれが自主的に払ふものであつたならばこれは決して悪いことではないと考へておるが、その裏面に向つては、高利貸しよりもつと／＼ひどい条件をつけ、さうした審査によ

つてやつておる。これから單協がまじめに民主的にその組合の育成強化をはからんとするものに対して、かやうに考へ方を持つておる。しかも大体特融というものは二割は農林中央金庫の負担になるが、八割は政府の責任である。場合によつては正しい行き方によつて事業となさんとし、その地方の漁民の利益をはからんとする場合であつても、万が一災害によつてこれらが破壊されたような場合においては、八割は政府はこれをくれてやらなければならぬ。私には考へておるのであります。但しこれはどこまでも借りた金であつて、もつたものではない。正しくこれを払わんとして行かなければならぬ。しかし組合が地方のためにあらゆる育成強化、組合員の協同の利益のためにこころした事業を考へるのに、政府の親心をも忘れておる。しかし高利貸しよりもひどい考へ方をもつて、年内に決定されたものをいまだにそれを停頓させておる。しかも北海道の農林中央金庫の前の支所長などというものは、それがために転任させられてしまつた。また職員たちもさやうな考へ方を持つておつたならばもつと／＼かえなければならぬのであります。これは北海道における輿論であります。これは漁業のみならず、農業の方においてもさやうであります。まことにわれ／＼の納得でき得ない考へ方を彼らはしておるのであります。正しい特融の性格、精神というものを十分把握されるように長官からも特に農林中央金庫の当事者に申し入れていただきたい。



問題を起す可能性が多分にありますので、その辺のところは、よく辯つて県の沿岸漁業者とも相談をし、海区の調整についても相談をしてやつてほしい、しかしできればそういう操業ができるようにやつてほしいという趣意はいたしてあります。これは文書にも書いてあります。

それから鳥取、島根の問題でございますが、これはお説の通り長崎県以上のモノロー主義であります。長崎県も私はモノロー主義と思つておるのであります。長崎県以上のモノロー主義でありまして、この点は私はつきり言つたのであります。鳥根、鳥取と長崎県に出しました案を、長崎はのんであります。鳥根、鳥取が断つておるのであります。私も水産庁として、鳥根、鳥取両県につきましては、これは非常に遺憾である。近い将来におきまして、これも両県内の沿岸漁業者との関係があるのであります。従来入つていた船を締め出すというようなり方ははなはだ遺憾でありますので、鳥根、鳥取につきましても機会あるごとにそういう方針をやめるように、会談でかかれまされにも、水産庁としては強力にその点を話してあります。

○田口委員 ただいまの御説明によりまして、大体一部だけは地ならしができておりますけれども、大部分のところは、水産庁がお考えになつておるような将来海区の設定の問題につきましても、まだ地ならしが十分でないように私は考へるのでございます。一方この省令発布の時期が三月の十四日に迫つておる、こういうような事情も

ありますし、海区設定のための各条件はまだ／＼そろつていない。この両方面から考えまして、あの水産庁案でございますか、あるいは水産庁の係員の試案と申しますか、海区設定の問題につきましてはその期間と各県の事情との関係からいたしまして、三月十四日までには省令を発布することは、私は非常に困難と思つておる。私は、この点について水産長官はいかようにお考えになつておられますか、この一点をお伺いいたします。

○鹽見政府委員 その点については、今後の各県の、水産庁の案によつての調整の仕方を見て、決定する必要があると思つておられます。ただいまどうするかというふうなことを確言する段階ではないと思つておられます。

○小高委員 鹽見水産庁長官にお尋ねしたいのであります。ルース台風による漁業災害復旧の資金融通に関する特別措置法も本委員会を通過して、ここに一段と力強きものを覚えることはまことに欣快でございますが、これに關連いたしました、漁業災害があまりにも多いのでございます。たとえば定置漁業とか、のり漁業あるいはかきその他の貝類等が、高潮とかあるいは暴風であるとかのために集団的被害を受けるというふうなものに対して、何らかの措置を講じたいというところを、かねがね私がお考えしておつたのでございますが、この種のものに対して、保険制度をお考えになつておることがあるかどうかというところについて、どういふ確立いたしましたことは、これは漁民一般が非常に欣快に思つておるのでござ

います。漁船のみをもちまして漁業経営の安定がなし得られたというわけには参りません。その意味において定置とか、のりとか、かきその他の貝類等の集団的被害による漁業保険制度を確立いたしましたらどうかということをお考えお願ひいたします。これについて、従来は水産庁内に漁船保険課というものがございまして、この漁船保険課のわくをもつと広げまして漁業保険課というふうな一つの課の制度にして、漁船の保険のみでなく、もつとふところを広げた漁業経営の安定を期する意味において保険制度を確立したかどうか、かように私は考へておるのでございます。これに対して水産長官はいかに考へになりますか、御意見を伺いたしたいと思います。

○鹽見政府委員 小高委員のお尋ねにお答えいたします。定置及び養殖の相当な固定施設を持つた者に対する保険制度で、台風その他の災害に対する対策を立ててはどうか、こういうお尋ねでございます。けれども、まつたく賛成であります。実はこれは私前に漁政課長になつておりましたときにその問題を取上げまして、金融上とにかくどうしても保険の裏打ちがなくては円滑を期し得ないのではないか、こう考へまして、民間と一緒にしまして、保険の研究に当らしておつたのですけれども、その後それが進捗を見ましても、現在もそういうふうな制度ができていない。まだ調査においても、危険率その他十分なデータを積んでない、こういう状態にあるのははなはだ遺憾に存じます。私就任早々あたりにそういう点について、やはりあの当時から危険率その他に対するデータを十分積

んでおれば、保険制度確立の基礎は今ごろにはできておるはずだ。それが中途で投げ捨てられておるために、基礎的な制度ができないのは遺憾だ、こう考へまして、その研究等につきましても、経済課とかそういう他の方の仕事も持つておるところではなか／＼やりにくそうにも考へましたので、これを現在では保険のテクニクというふうな点、基礎データを集積するという点について経験のある漁船保険課について、検討をやらせた方がよいのではないかと思つて、私は現在お説の通りの形で検討を進めさせるようにしております。

○小高委員 本問題に対して、水産庁長官がすでに相當の研究をなされておるといふことを伺ひまして、非常に私は欣快に思つておる。非常にお尋ねは、どうか漁業協同組合を単位として保険金を負担せしめれば、必ずやこれは大きな安全弁として期待できることと思つておる。すみやかにその結果が編み出されるよう努力してくださることを切に希望しておきます。

○鈴木(舊)委員 先ほど田口委員から御発言がありました。まき網の調整問題は、ほとんど全国の都道府県に關連を保持するところの重要な漁業問題であります。そこで本委員会におきましても、水産資源に関する小委員会におきまして、さつそくこれを議題として、取上げまして、政府当局と十分協議懇談を遂げて、この調整を眞に漁業者が納得し、安心する上のような形においてやつて参りたい、こう考へておられますので、私小委員長といたしまして委員長と御相談の上、適當な時期にこのまき網の調整に關する問題について小委員会を

開催したいと考へておることを、委員各位に御了承を御願ひしたいと思います。

次に本日の午後、わが自由党の政務調査会におきまして、石油の統制問題が他の稀少物資の統制と關連いたしました審議されることに相なつておるのであります。この石油の統制を撤廃すべきか否かという問題は、昨年来業界に來おいても非常に大きな問題になつた点であります。今日はすでに石油事情は世界的に見まして非常に円滑に行つております。国内におきましても、漁業関係はもとより、大きな消費者であります自動車関係、そういう方面におきましても統制の撤廃はすでに輿論に相なつておるのであります。そういうふうな關係から、党においてはすでに石油の統制は三月三十一日をもちつて撤廃すべしという一筋の結論を得ておつたのであります。先般閣議において稀少物資の統制と關連したまこの問題が論議されたやに關してお尋ねいたします。そこで再び政調に關してこの問題を再検討するといふ段階になつておるのであります。これは本委員会といたしまして、これは漁業経費の低減の面からいまして重要な問題であります。この石油問題を近い機会に本委員会として取上げられまして、国会側の意向を政府にはつきり宣明することが必要だと思つておられます。このことを委員長に提案をいたしておきたいと思つておられます。

○川村委員 ただいま鈴木君の發言に、石油問題について近い委員会において取上げるよう要望がありましたので、さうとりはからいます。実は長官はただいま大臣より呼出し

が参りましたので、本日はこの程度にとどめ、あとの委員会は公報をもつてお知らせ申し上げます。これにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会

〔参照〕

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(松田鐵藏君外十一名提出)に関する報告書  
 真珠養殖事業法案(石原圓吉君外十四名提出)に関する報告書  
 〔都合により別冊附録に掲載〕

第十三回国会  
 衆議院 水産委員会 議録第八号 中正誤

三	三	頁	中正誤
五	五	段	
三	三	行	
田淵委員	田淵委員	誤	
田口委員	田口委員	正	

昭和二十七年三月七日印刷

昭和二十七年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁